

## 函館市情報公開・個人情報保護審査会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開・個人情報保護審査会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称, 大きさ等)

第2条 公印の名称, 大きさ等は, 次のとおりとする。

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	用途	管主者
函館市情報公開・個人情報保護審査会会長之印	21×21	てん書	1	会長名をもってする文書	総務部 文書法制課 長

第3条 公印は、すべて文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



